

新宮町告示第63号

令和4年第2回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年5月13日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和4年5月18日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

安武久美子君

末吉富美徳君

上畝地白馬君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

温水 眞君

濱田 幸君

大牟田直人君

北崎 和博君

松井 和行君

○応招しなかった議員

西 健太郎君

令和4年 第2回(臨時)新宮町議会会議録

令和4年5月18日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年5月18日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第37号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第4 第38号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第5 第39号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第37号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第4 第38号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第5 第39号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 安武久美子君 | 2番 | 温水 眞君 |
| 3番 | 末吉富美徳君 | 4番 | 濱田 幸君 |
| 5番 | 上畝地白馬君 | 7番 | 大牟田直人君 |
| 8番 | 高木 義輔君 | 9番 | 北崎 和博君 |
| 10番 | 横大路政之君 | 11番 | 松井 和行君 |
| 12番 | 牧野真紀子君 | | |
-

欠席議員（1名）

6番 西 健太郎君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君		
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	桐島 光昭君	税務課長 ……………	尾田 繁男君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	高木 昭典君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	西田 大輔君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	桐島 聡君

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回新宮町議会臨時会を開会いたします。

ご報告いたします。6番西健太郎議員より、本臨時会の欠席届が提出されております。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、高木義輔議員、9番、北崎和博議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第37号議案

日程第4. 第38号議案

日程第5. 第39号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第37号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第5、第39号議案までの3議案は、人事院勧告に伴い、条例の一部を改正する議案であるため、一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

第37号議案から第39号議案まで、一括して提案、説明をさせていただきます。

各議案の説明の前に、今回の条例改正議案の要因となりました令和3年8月に出されました人事院勧告について、改めてご説明をさせていただきます。人事院勧告の給与勧告の骨子につきましては、主に2点ございました。1点目は、民間給与との格差が極めて小さく適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないということが1点。もう一つが、ボーナス、期末手当でございますけれども、これの0.15月分引下げということでございました。

それでは、第37号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、令和3年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、令和4年4月13日に施行されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めているものでございます。

1ページをお願いいたします。本則における第21条の改正でございますけれども、令和4年度分の一般職と再任用職員の期末手当の支給割合の変更でございます。この第2項の改正が、一

一般職の期末手当の支給割合0.15の引下げにつきまして、6月期分及び12月期分、それぞれ0.075の引下げとするものでございます。第3項の改正が、再任用職員の期末手当の支給割合0.1の引下げについて、6月期分及び12月期分それぞれ0.05の引下げとするものでございます。附則につきましては、第1条で公布の日から施行することを規定し、第2条が6月に支給する期末手当に関する特例措置となっております。これがいわゆる調整というものでございます。第1号が一般職の令和3年12月の期末手当支給額の1.275月分の0.15月分に相当する額を令和4年6月の期末手当支給額から減ずる調整を行うことを規定したものです。第2号が再任用職員の令和3年12月の期末手当支給額の0.725月分の0.1月分に相当する額を令和4年6月の期末手当支給額から減ずる調整を行うことを規定したものでございまして、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないと規定しております。第3条は、必要な事項を規則委任することを規定したものでございます。

2ページに新旧対照表、3ページは一般職と再任用職員の期末・勤勉手当支給割合と、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を参考資料という形でつけさせていただいておりますので、ご参照ください。

続きまして、第38号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。提案理由といたしまして、令和3年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和4年4月13日に施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。本議案の議会議員の期末手当の改正は、人事院勧告を受け、国会議員等特別職の期末手当の引下げに準拠するものでございます。改正内容につきまして、第4条第2項で令和4年度分の期末手当の支給割合0.1の引下げについて、6月期分及び12月期分、それぞれ0.05の引下げとするものでございます。附則につきましては、第1条で公布の日から施行することを規定し、第2条が、6月に支給する期末手当に関する特例措置調整でございまして、議員の令和3年12月の期末手当支給額の1.675月分の0.1月に相当する額を令和4年6月の期末手当支給額から減ずる調整を行うことを規定したものでございます。第3条は、必要な事項を規則委任することを規定したものでございます。

2ページには新旧対照表、3ページに議員の期末手当支給割合と令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を参考資料としてつけておりますので、こちらのほうもご参照をください。

最後に、第39号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。提案理由といたしまして、令和3年8月の人事院勧告を受けて、特

別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和4年4月13日に施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本議案につきましても、第38号議案と同様、人事院勧告を受け、国務大臣などの特別職国家公務員の特別給の引下げに準拠し、町長等の期末手当の期別支給割合を改正するものでございます。

1ページに改正条例、2ページに新旧対照表、3ページに資料となっております。内容は第38号議案と同様の内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第37号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第39号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、全日程を終了し、令和4年第2回新宮町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前9時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月6日

議 長 牧野 真紀子

署名議員（8番） 高木 義輔

署名議員（9番） 北崎 和博